平成２９年（フ）第３９８号
新潟県東蒲原郡阿賀町津川3654番地１
債務者　小嶋　　毅
１　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９９号
新潟市中央区姥ケ山４丁目18番２号　ハイツ京南101号
債務者　小泉　正樹
１　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０６号
新潟市北区嘉山６丁目６番13号
債務者　小林　秀子
１　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１２号
新潟市西区小新２丁目10番４号
債務者　大関　光子
１　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１４号
新潟市北区早通南５丁目１番16―13号
債務者　斎藤　洋一
１　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１６号
新潟市中央区高志１丁目６番12号　高志サンモリッツ101号、前住所新潟市秋葉区七日町796番地
債務者　帆苅　　誠
１　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１８号
新潟市北区早通北５丁目２番41―23号
債務者　井上トモ子（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２５号
静岡県富士市中之郷2359番地の１
債務者　上玉利博文
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３７９号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の11加古川城の宮鉄筋３―304号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町河原397番地の５
債務者　岡本　正治
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８０号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の11加古川城の宮鉄筋３―304号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町河原397番地の５
債務者　岡本　晴美
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４８７号
兵庫県姫路市井ノ口37番地１くすの木ハイツⅡ　103号
債務者　米田　七絵
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３３６号
奈良市六条西３丁目26番１―206号
債務者　勝田　優子
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３３７号
奈良県大和郡山市高田町141番地６　シティパレス21吉川103号
債務者　生駒　陽介
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４２号
奈良県桜井市大字西之宮286番地の１　201
債務者　渡辺　幸貴
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１３号
鳥取県米子市陽田町63番地４、前住所鳥取県米子市陽田町68番地１
債務者　林　美由紀
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６０６号
広島市中区富士見町９番18―403号
債務者　後藤　由美
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
　　広島地方裁判所民事第４部